

しんかんきょう

公益社団法人神奈川県環境保全協議会

2022. 7
第 146 号



左：「夕日の滝」(南足柄市) 右：「洒水の滝」(山北町) Photo by Masao Maida

- 第10回定時総会を開催しました (P 4 ~ 5)
- 法令・行政の動向に情報を満載しました！ (P 6 ~15)
- 業界団体、会員事業所からの情報提供がありました (P16~19)
- 会員事業所・個人の受賞報告 (P20~21)

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

フラ新法の対応は、是非タズミにご相談ください！

事業者は、排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物の排出抑制 及び再資源化等を実施することが求められています！

新法では「**再資源化**」が求められ、次に「**再資源化等**」となり
その中でも、より効率の良い熱回収をするRPFは、ボイラー燃料
「エネルギーリカバリー（燃料として再利用）」として規定されています。

タズミでは、破碎施設・選別施設・梱包プレス施設を有しており
「**再資源化**」マテリアルリサイクルの国内循環で ご協力出来ます！

また、どうしても分別や選別に手間や費用が掛り過ぎる場合は、
23年の実績がある「RPF燃料化」で ご協力出来ます！

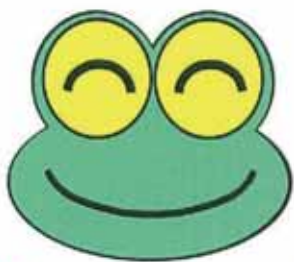
是非とも、ご一報下さい！ 心よりお待ちしております！

電話 **0467-77-1847**

e-mail tazumi.honsya@tazumi.jp



タズミは、不要となった廃棄物を再び資源として活用することで
カーボンニュートラル（CO₂の排出量と吸収量の均衡化）と
サーキュラーエコノミー（資源の循環型経済システム）の実現に
真剣に取り組んで参ります！



ごみが生きカエル!!

株式会社 タズミ

〒252-1124 神奈川県綾瀬市吉岡709

TEL:0467-77-1847 FAX:0467-77-1936

Tazumi

会報 しんかんきょう も く じ

2022年 7 月 No.146

1	会長あいさつ	2
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 会長 久松太久司	
2	2022年度事業計画について	3
	協議会事務局	
3	第10回定時総会開催について	4
(1)	開催結果報告	4
(2)	新役員名簿	5
4	法令・行政の動向	6
(1)	公害対策に関する神奈川県からのお知らせ	6
	神奈川県環境農政局環境部大気水質課	
①	大気汚染防止法の解体等工事における石綿事前調査結果の報告制度について	
②	空調機器・冷蔵冷凍機器の廃棄時におけるフロン回収について ～フロン排出抑制法の令和元年改正について～	
③	水質事故の未然防止について ～事業所の施設点検等に関するお願い～	
④	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の報告期限延長について	
(2)	L I N E公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」について	10
	～プラスチックごみ削減に関する情報を発信中！～	
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	
(3)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の期間内処理に向けて	11
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	
(4)	神奈川県食品ロス削減推進計画を策定しました	12
	～食品ロス削減を「自分事」として、「実践」する社会へ～	
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	
(5)	かながわスマートエネルギー計画の取組について	14
	神奈川県産業労働局産業部エネルギー課	
5	業界団体からの情報提供	16
	～フロンが使えなくなる日～	
	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構	
6	新技術紹介	18
④③	～有事に備えて～	
	谷口商会株式会社	
7	会員事業所・個人の受賞報告について	20
8	事務局からのお知らせ	22
(1)	2022年度事業推進の考え方 ～情報提供を充実させます～	
(2)	2021年度に開催した研修会で提供した資料一覧	
9	わがお国自慢／編集後記	24

会長あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会

会 長 久 松 太 久 司

(日産自動車株式会社理事 追浜工場工場長)

日頃より、会員事業所の皆様や神奈川県をはじめとする関係行政機関の皆様におかれましては、私どもの協議会運営に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、私どもの協議会ですが、今から40年以上前の昭和53年の設立で、これまで長い間、時代とともに変化しつつある環境課題の解決に向けて、皆様に様々な技術情報を提供し、また、神奈川県などの行政機関の施策推進に協力するなど、公益社団法人としての役割を果たすべく、事業に積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、大きな社会問題になっていますが、ここ数年間は「新型コロナウイルス感染症の蔓延」を受けて、様々な場面において感染防止対策への取組みが求められています。このため、私どもの協議会活動においても様々な影響を受けています。

私ども協議会の重要な使命は、会員事業所の皆様をはじめ関係者の皆様方に、環境保全に関する様々な情報を提供することにあると考えています。一方で、昨今のコロナ禍という状況の中では、情報を提供するための研修会を企画しても参加者が思うように集まらず、また、最新技術習得目的で開催する視察研修会もコロナウイルス感染防止の観点から、暫く開催できていない状況もあります。事業に参加する会員事業所の皆様も出張に制約を設けるといった事情もあり、日程や講義内容など皆様が参加しやすい事業展開に努めているところですが、当初計画どおりの事業成果が得られないという状況にあります。

環境問題を振り返りますと、過去の大気汚染や水質汚濁などの典型的な公害問題から、最近では、地球温暖化問題やSDGsへの取組みなど、新たな分野の課題への対応が求められるようになってきています。こうした課題解決に向けて、私たち企業に求められる役割は大きなものになっていると実感しているところです。

このような時代の要請に応えるため、私ども協議会は、新型コロナ対策を見据えた事業展開という厳しい状況下にはありますが、環境保全関連の事業者団体として、神奈川県内の環境保全の向上に寄与するため、今後も引き続き、皆様の役に立つ環境情報の水平展開に努めるなど「会員の皆様のお役に立てる協議会運営」を目指してまいります。

今後も会員事業所の皆様には、私ども協議会の事業推進に対するご理解と積極的な参加をお願いするとともに関係行政機関の皆様には、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年度事業計画について

協議会事務局

1 事業推進の基本方針

次の事項に配慮した事業展開に努めます。

- (1) 協議会活動を積極的にアピールしていきます。
- (2) 研修会開催は、情報提供を行う場であることを意識して、多くの参加者を得られる開催方法、開催テーマを選定して開催します。
- (3) 情報提供は、研修会のほかホームページを活用した提供にも努めます。また、双方向の情報交流ができるように配慮します。
- (4) 県を中心とした行政機関との連携を一層強化していきます。

2 事業計画

凡 例： ☒ その他事業（共益事業） ☐ 公益及び公益・共益が混在

事業名		実 施 内 容
1	総 会	ア 日時 2022年5月23日（月） イ 場所 万国橋会議センター ウ 議事 第1号議案 2021年度事業報告 第2号議案 2021年度収支決算報告及び会計監査報告 第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について
2	会 議	(1) 理事会 3 回（4月（通常）、5月（臨時）、11月（臨時）、3月（通常）） (2) 総務委員会 2 回（11月、3月） (3) 企画教育委員会 3 回（6月、11月、3月） (4) 広報委員会 2 回（6月、8月）
3	地区部会関係活動事業	地区部会活動の活性化及び協議会運営に対する意見集約 時期：1月～2月 目的：地区ごとの意見を集約し協議会運営に反映
4	環境保全研修会	公害防止管理者、ISO事務局員等を対象に開催 ○ 年3回 各20名程度 前期分：7月～8月頃、10月～11月頃 後期分：2月～3月頃（行政講師）
5	ISO内部環境監査員養成研修会	ISO14001内部環境監査員の養成のための研修 ○ 2日間コース（6～7月頃） 定員20名
6	環境実務担当者新任研修	環境関連法令に対する基礎的な理解促進（1日の日程） ○ 年1回 10月頃 定員20名
7	環境保全アドバイザー派遣事業	事業所の要請を受けた技術支援や企業内研修への講師派遣 ○ 要請に応じて随時派遣
8	会 報 の 発 行	協議会情報、環境保全関連情報の提供 ○ 発行時期 6月～7月 440部
9	ホームページで情報提供	会員情報、行政情報など随時ホームページで提供する。
10	表示板・印刷物等の発行、頒布	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で定める「環境管理事業所、指定事業所の表示板」を依頼に基づき製作し頒布する。
11	環境保全表彰	環境保全の自主管理を進め、その実績が優れていると認められる事業所・個人を表彰する。
12	関係行政機関・団体との連携・協力事業	県・市町村の施策推進への協力、また、関係団体の行事への参加など、行政関連団体と連携、協力した取組を推進する。

第10回定時総会開催について

◇ 開催結果報告 ◇

1 定足数の確認

令和4年5月23日（月）に「横浜・万国橋会議センター」において、新型コロナウイルス感染防止のため役員のみ出席という形になりましたが、「第10回定時総会」を開催いたしました。

総会には、正会員総数244会員中、18会員が出席し、議決権行使書の提出が187会員となり、総正会員数の過半数の出席が必要とされる「定款第18条の定足数」を満たしての開催となりました。

2 主催者及び来賓のあいさつ

事務局の進行により開会し、その後、久松太久司会長（日産自動車㈱追浜工場理事工場長）から主催者代表のあいさつを行いました。引き続き、公務ご多忙の中、神奈川県の高谷川陽一環境農政局環境部長よりご祝辞を賜りました。



左：川島敦副会長 右：久松太久司会長



高谷川陽一環境部長



会場の様子

3 議長選出及び議事の審議結果について

議長には、久松会長が指名され、以下の議案については、審議の結果出席会員18、議決権行使187の合計205の賛成により、承認となりました。

第1号議案 「2021年度事業報告について」

第2号議案 「2021年度収支決算報告及び及び会計監査報告について」

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について



久松 議長

続けて、「2022年度事業計画及び収支予算」について事務局から報告を行いました。報告内容については、3月に書面開催した「第2回通常理事会」で承認をいただいたものです。2022年度も引き続き、会員へ「情報提供の充実」を図りつつ、「予算の効率的執行」に取り組んでまいります。



塩谷 事務局長

4 議長解任及び閉会

予定していたすべての議事が終了し、久松会長の議長は解任となって、第10回定時総会は閉会となりました。

なお、総会終了の後、同会場にて「第1回臨時理事会」を開催し、会長、副会長及び常務理事が選任されました。5ページの役員名簿はその結果を反映したものとなっています。

◇ 新役員名簿 ◇

役 職 名	所 属	氏 名
代表理事会長	日産自動車(株)追浜工場	久松 太久司
代表理事副会長	富士フイルム(株)材料生産本部	川島 敦
常 務 理 事	(公社)神奈川県環境保全協議会	塩谷 映雄
理 事	(株)オカムラ生産本部追浜事業所	菱沼 博幸
理 事	三菱電機(株)鎌倉製作所	小松 秀一
理 事	中外製薬(株)鎌倉事業所	岸 靖浩
理 事	アマノ(株)相模原事業所	山口 健
理 事	アンリツ(株)	佐藤 勝史
理 事	ソニーグループ(株)厚木テクノロジーセンター	加賀谷 努
理 事	芝浦機械(株)相模工場	渡邊 浩司
理 事	トピー工業(株)綾瀬製造所	村田 啓
理 事	日立Astemo(株)厚木工場	金川 博俊
理 事	いすゞ自動車(株)藤沢工場	森 淳美
理 事	市光工業(株)ライティング事業本部伊勢原製造所	岸本 友介
理 事	関西ペイント(株)平塚事業所	鎌田 俊彦
理 事	J X金属(株)倉見工場	富久尾 剛
理 事	田中貴金属工業(株)化学回収カンパニー湘南工場	橋本 一郎
理 事	日産車体(株)	鎌田 秀行
理 事	花王(株)小田原事業場	佐藤 克孝
理 事	(株)クボタケミックス小田原工場	南場 徹也
理 事	三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター	川 裕司
理 事	富士フイルムビジネスイノベーション(株)竹松事業所	江口 敦彦
監 事	(株)さんこうどう	川上 彰久
監 事	(株)旭商会	根本 敏子

公害対策に関する神奈川県からのお知らせ

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

1 大気汚染防止法の解体等工事における石綿事前調査結果の報告制度について

(1) はじめに

解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法による規制が行われています。

以前は、建築物等に石綿含有建材が使用されているかどうかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかったため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていたこと等から、平成25年6月21日の同法の改正により、解体等工事の前に石綿含有建材の有無を確認する調査（以下「事前調査」という。）が義務付けられました。

また、その後も、当該事前調査について、不適切な調査による石綿含有建材の見落とし等の事例が確認されたことから、令和2年6月5日の同法の改正により、調査方法の法定化、調査結果の行政への報告等が義務付けられました。

ここでは、事前調査及び令和4年4月1日から施行された石綿事前調査結果の報告制度の概要を説明します。

(2) 事前調査（大気汚染防止法第18条の15第1項及び第4項関係）

ア 事前調査の対象

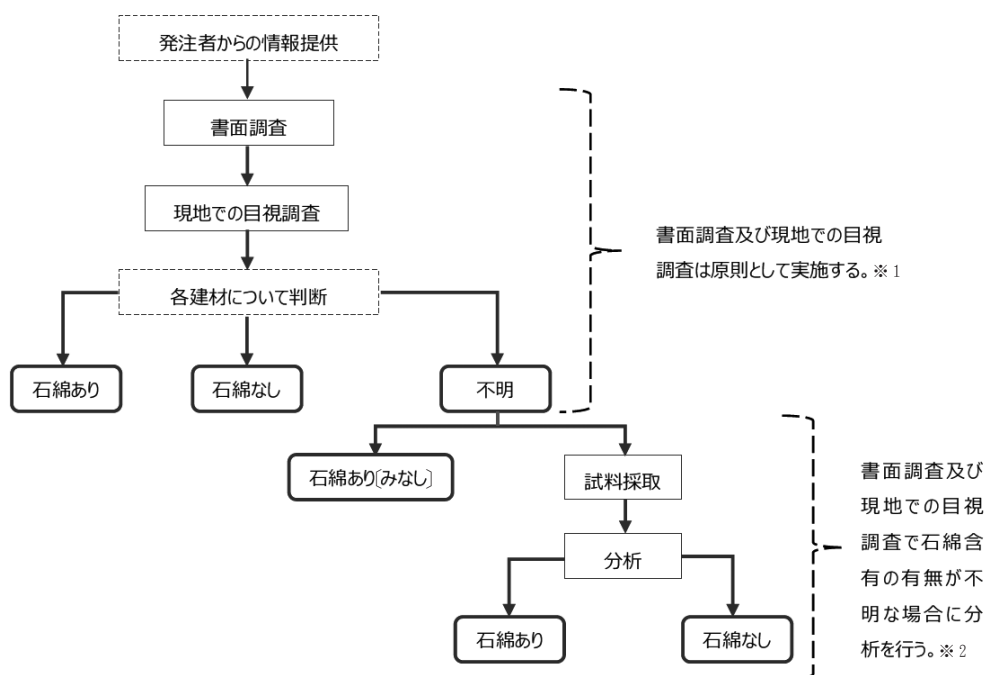
事前調査の対象は、「解体等工事」であり、改造、補修等の様々な建設工事が含まれます。

ただし、釘を打って固定する等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業等^{*}は、「解体等工事」に該当しません。

※ 詳細は、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知参照

イ 事前調査の基本的な流れ

調査方法は書面調査、目視調査及び分析調査が定められており、流れは次のとおりです。



- ※1 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、目視による調査は不要
- ※2 石綿ありとみなして必要な措置を講ずる場合は、分析調査不要

出典：厚生労働省及び環境省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 付録Ⅰ 事前調査の方法

ウ 知識を有する者による事前調査（令和5年10月1日から適用）

事前調査の義務は、解体等工事の元請業者又は自主施工者にありますが、令和5年10月1日から、事前調査は、必要な知識を有する次の資格者等に依頼する必要があります（設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくとも可）。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ調査可）
- ④義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(3) 石綿事前調査結果の報告（大気汚染防止法第18条の15第6項関係）

ア 報告の対象

石綿含有建材の有無に関わらず、次に該当する解体等工事の元請業者又は自主施工者は、行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負金額が税込み100万円以上
特定の工作物*	解体、改造・補修	請負金額が税込み100万円以上

※ 報告対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①反応槽 | ⑨変電設備 |
| ②加熱炉 | ⑩配電設備 |
| ③ボイラー及び压力容器 | ⑪送電設備（ケーブルを含む） |
| ④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く） | ⑫トンネルの天井板 |
| ⑤焼却設備 | ⑬プラットホームの上家 |
| ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） | ⑭遮音壁 |
| ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） | ⑮軽量盛土保護パネル |
| ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） | ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |

イ 報告の方法

報告は、原則として、次の環境省ホームページから石綿事前調査結果報告システムにログインして行います。

なお、ログインにあたり、同ホームページからリンクされているGビスIDホームページから、ID等の事前取得が必要です。

【環境省ホームページ（石綿）事前調査結果の報告について】

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

また、上記ページには、石綿事前調査結果報告システムの出力データから、発注者への事前調査結果の説明様式、特定粉じん排出等作業完了報告様式等が自動作成できる便利ツールがありますので、ご参考にしてください。

2 空調機器・冷蔵冷凍機器の廃棄時におけるフロン回収について～フロン排出抑制法の令和元年改正について～

(1) はじめに

フロン類は、空調機器・冷蔵冷凍機器の冷媒として広く使われている物質ですが、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因物質であることから、関係法（オゾン層保護法、フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法）により規制がされています。

特に近年は代替フロンの排出量が増加していますが、その約3分の2が業務用エアコン・冷蔵冷凍機器（第一種特定製品）からの漏えいと推定されています。

フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）においては、第一種特定製品の使用時・廃棄時におけるフロン類の排出抑制のための各種義務を定めていますが、令和元年改正（令和2年4月施行）により廃棄時の規制が強化されていますので、その概要を説明します。

(2) 令和元年改正（令和2年4月施行）の概要

廃棄時のフロン回収率が4割程度にとどまっていたことから、廃棄時の各種義務が強化されました。主な内容は下図のとおりです（出典：令和元年環境省・経済産業省「改正フロン排出抑制法に関する説明会【機器ユーザー向け】」資料）。

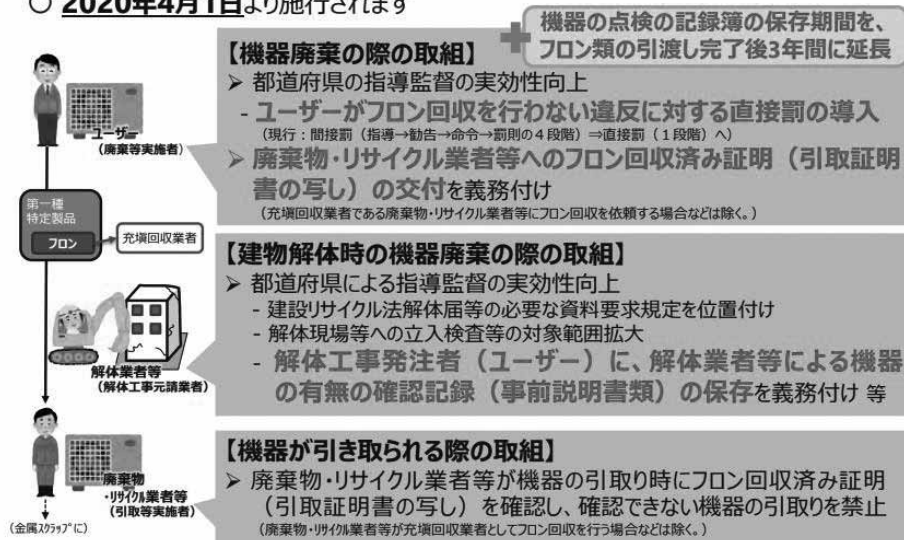
本県においても、フロン類を引渡さず誤って廃棄した者を指導した事例がありますので、管理者様におかれましては、注意をお願いいたします。

また、昨年度は、東京都内の解体工事において業務用エアコンからのフロン回収が行われず、解体業者と解体工事発注者の双方が書類送検された事案が報道されました。本県においても、抜き打ちの見回りなど、解体現場の指導監督を強化しております。

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。**

- **2020年4月1日**より施行されます



(3) おわりに

フロン排出抑制法の詳細については、経済産業省・環境省の「フロン排出抑制法ポータルサイト」に手引きやQ & Aが掲載されていますので、ご覧いただき、ご不明な点については、各都道府県の担当部局（神奈川県においては大気水質課）までお問合せください。

引き続き、フロン排出抑制法の遵守について、いっそうのご協力をお願いします。

3 水質事故の未然防止について～事業所の施設点検等に関するお願い～

昨年度、県内の事業所において、火災や設備の老朽化に伴い、水質汚濁防止法に定める有害物質や指定物質が河川に流出し、取水停止や魚が死亡する水質事故が発生しました。

有害物質等が水路や河川に流出すると、異臭等による生活環境への影響や、魚などの水生生物の死亡、農業用水や水道原水の取水停止などの被害が発生するおそれがあります。

水質事故による被害を防止するためには、未然防止が「第一」です。有害物質を使用または貯蔵する施設については、法令に基づき地下浸透防止措置等が講じられているところですが、事業者の皆様には、そのほかの指定物質を使用または貯蔵する施設につきましても、こまめな点検と保守等を実施するようお願いします。

また、万が一水質事故が発生した際には、被害を最小限に抑えるために、迅速な対応が重要です。

有害物質等が施設から水路や河川等へ流出した場合やそのおそれがある場合は、流出防止策等の応急措置を講じるとともに、最寄りの市町村環境主管課や各地域県政総合センター環境部へご連絡くださるようお願いいたします。また、油等の危険物が流出してしまった場合は、併せて消防署にもご連絡ください。

今後も貴重な水環境を保全し、将来にわたって利用していくため、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

神奈川県において発生した水質事故の事例や水質事故への対応リーフレットなど、県内の水質事故に関連する情報を県のHPに掲載しています。

かながわの水質事故

検 索



(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/hassei/joukyou.html>)

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の報告期限延長について

条例第42条に「化学物質管理目標作成（達成状況）報告書」の規定がありますが、これは、国のPRTTR届出と連携した仕組みであり、第一種指定化学物質の管理目標等を作成し、PRTTR届出と同じく、毎年6月30日までに県に提出することを規定したものです。

このたび、PRTTR届出は、令和4年度から令和6年度までの間、電子手続きにより行う場合、提出期限が7月31日まで1か月間延長されました。そこで、42条の「化学物質管理目標作成（達成状況）報告書」の提出期限についても、令和4年度から令和6年度までの間においては、PRTTR届出を電子手続きにより行う事業者の皆様については、7月31日まで延長します。

なお、PRTTR届出を電子手続きにより行う場合は、条例による報告を書面で行う場合であっても、提出期限は7月31日までとします。

引き続き、化学物質の適切な管理に向け、ご協力をお願いいたします。

※県のHPにも掲載しています。

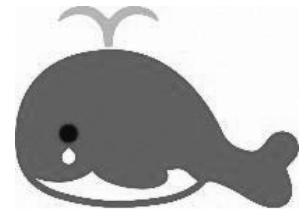
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_42.html

LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」について ～プラスチックごみ削減に関する情報を発信中！～

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

神奈川県は、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

県は、若い世代を含め多くの方々に関心を持っていただけるよう、2022（令和4）年3月30日に、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設し、プラスチックごみ削減に関するイベント情報やクリーン活動の開催情報等を発信しています。



かながわプラごみ
ゼロ宣言



＜かながわプラごみゼロ情報の概要＞

- ① プラごみゼロに関するお知らせやクリーン活動・イベント情報などの情報発信

【主な配信内容】

- ・クリーン活動の開催情報
 - ・イベント（フォーラムや展示会など）の開催情報
 - ・企業等のプラスチック削減の取組事例
 - ・プラスチックごみ削減に関する最新動向
- ② 県ウェブサイトおよび関連サイトへのリンク
- ③ 事業者のクリーン活動・イベントの主催予定および開催実績の報告
- ④ 県民等のクリーン活動・イベントへの参加実績の報告
- ⑤ よくある質問に関するQ&A

＜次のいずれかの方法により、友だち追加することをご利用いただけます！＞

- (1) QRコードから

スマートフォン、タブレットでQRコードを読み取って追加してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- (2) URLから

PC、スマートフォン、タブレットから以下のURLにアクセスして追加してください。

<https://lin.ee/EN5NJu1>

- (3) LINEアプリの「検索」から
LINEアプリ「ホーム」の検索窓で、LINE ID「@kanagawa-gomizero」を入力し、LINE公式アカウントからタップして追加してください。
アイコンの画像はこちらです。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の 期間内処理に向けて

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

■ 高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）により、PCB廃棄物は次の処分期間内に必ず処分しなければなりません。

特に、安定器・汚染物等の処分期間は令和5年3月31日までと終了が迫っていますので、事業者におかれましては、今一度高濃度PCBが使用された安定器等を保有していないか事業所内を御確認いただくとともに、期間内の処分をお願いします。

処分期間内に処分しない場合は、改善命令や行政代執行の対象になるほか、改善命令に違反した場合は、3年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又は併科が処せられることがあります。

なお、使用中の安定器等についても、処分期間内に使用を終え、廃棄・処分する必要があります。

PCB廃棄物の種類		処理施設	処分期間
高濃度	高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、PCB油	JESCO ^{※1} 東京PCB廃棄物処理施設	処分期間終了 ^{※2} (令和4年3月31日まで)
	安定器、汚染物、3kg未満の小型電気機器等	JESCO ^{※1} 北海道PCB廃棄物処理施設	<u>令和5年3月31日まで</u>
低濃度	低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日まで

※1 JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）は、高濃度PCB廃棄物を唯一処分できる会社です。

※2 処分期間終了後に新規判明した場合は、直ちに県（資源循環推進課又は各地域県政総合センター）又は政令市（横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市）まで連絡してください。

○ 高濃度PCB廃棄物の処理について、まずはJESCOに登録を！

- 高濃度PCB廃棄物はJESCOが処理しています。JESCOに処分委託するには、あらかじめ「登録」が必要です。また、中小企業者等については、JESCOでの処分費用及び収集運搬費用が軽減制度の対象となりますので、詳しくはJESCO登録担当（03-5765-1935）にお問合せいただくか又はJESCOのホームページ（<http://www.jesconet.co.jp/index.html>）を御覧ください。
- 昭和52年3月以前に建築・改修された建物について、PCB使用照明器具の調査費用、LED照明器具への交換費用の一部に補助制度が適用されます。詳しくは、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ（https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/）をご覧ください。

○ 非自家用電気工作物や試薬等についても御確認ください！

非自家用電気工作物（X線発生装置、溶接機、昇降機制御盤等）や試薬等において高濃度PCB廃棄物が発見される事例が発生しています。これらについては、各業界団体のホームページ又は直接メーカー等へお問い合わせください。

神奈川県食品ロス削減推進計画を策定しました

～食品ロス削減を「自分事」として、「実践」する社会へ～

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

本県では、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に基づき、令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定しました。ここでは、計画の概要や計画に基づく具体的な取組について、ご紹介します。

1 神奈川県食品ロス削減推進計画の概要について

全国と比較して多くの食品ロスが発生している本県では、食品ロスの削減に向けた取組の一層の推進が必要です。今後、計画に基づき、食品ロスの削減を着実に進めていくこととしており、その概要は、図1のとおりです。

1 計画の目指す姿

県民1人ひとりが、食品ロスの削減を「自分事」として捉え、削減の取組を「実践」する社会の実現を目指す。

2 食品ロスの削減目標

2030年度までに、2000年度比で半減させる。

	2000年度 【基準年】	2018年度 【現状】	2030年度 【目標】
家庭系食品ロス発生量 (県民一人一日当たり)	93 g	66 g	46 g
事業系食品ロス発生量	44.2万 t	27.7万 t	22.1万 t

※ 本県の食品ロスの特徴として、県内の食品ロス発生量が家庭系・事業系ともに全国平均を1割程度上回っており、削減に向けた取組を一層進める必要がある

※ 事業系については、全国平均に比べ外食産業から発生する割合が高く、その削減に向けた取組が特に重要となっている

3 推進施策

県民の意識啓発などの取組や食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。

- ・消費者に向けた普及啓発及び若い世代に向けた食育の推進
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・食品ロス発生量の実態調査等の推進
- ・先進的・効果的な取組などの情報収集及び提供
- ・未利用食品の提供を促進

4 各主体（行政、事業者、県民）の役割

- ・県民は、食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や行政の取組に協力する。
- ・事業者は、食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。また、発生する食品ロスの削減に努める。
- ・行政は、食品ロス削減に関する普及啓発等を行うとともに、災害時用備蓄食料の有効活用にも努める。

5 計画の推進

- ・庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報交換、施策等の検討を行う。
- ・計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

※詳細な内容は、神奈川県ホームページ「食品ロス削減推進の取組みについて」を御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537758/index.html>



図1 神奈川県食品ロス削減推進計画の概要

2 食品ロス削減に向けた取組について

本県では、食品ロスを削減するため、計画に基づく具体的な取組として、次のような活動を進めています。

(1) てまえどり

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品陳列棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

本県では、県内の食品小売事業者と連携し、令和3年10月より「てまえどり」運動を開始し、買物をする消費者に「てまえどり」を周知いただけるよう、商品陳列棚等に掲示する啓発資材として、スイングPOP、レーンPOP及びポスターを用意しました。

多くの人が商品陳列棚の奥から商品を取ってしまうと、手前の商品には早く期限が来て廃棄されることになります。購入してすぐに食べる場合は、手前から順番に取るようにして、食品ロスの削減に取り組みましょう。

啓発資材は、食品ロスの削減に取り組んでいただける方であれば、どなたでもダウンロードして御使用いただけます。



神奈川県ホームページ「てまえどり」ダウンロードページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/temaedori.html>

(2) フードドライブ

「フードドライブ」とは、家庭で使い切れない食品を学校や職場などに持ち寄り、フードバンクや福祉団体に寄付することで、食べ物を必要とする人に届ける活動です。

本県では、企業の皆様がフードドライブに取り組みやすくなるよう「社内フードドライブ実施マニュアル」（令和3年9月）を作成し、県ホームページに公開しています。

社内フードドライブには、次のような特徴がありますので、企業の皆様には、取組を始めることについて、御検討いただければと思います。

- 民間企業、NPO、地域の団体など、どのような組織体でも実践可能なSDGsの具体的な取組である
- 従業員全員が参加でき、「食品ロス」や「子どもの貧困」などの社会的課題に対する気づきの機会となる
- 寄付先からの感謝の声を参加者に伝えることで、モチベーションが上がり、次へとつながる
- 集まった食品を写真に撮ることで、目に見える形で取組み結果を社内で共有でき、外部にもアピールできる



神奈川県ホームページ

「SDGsアクションに向けたフードドライブ活動の実践」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs-fooddrive.html>



かながわスマートエネルギー計画の取組について

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、平成26年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定（平成30年3月改訂）し、再生可能エネルギー等の導入加速化や、安定した分散型エネルギー源の導入拡大等に取り組んでおります。そこで、この計画を推進するための主な施策を紹介します。

1 自家消費型太陽光発電等の導入促進

事業所への太陽光発電等の導入拡大を図るため、自家消費型の太陽光発電等の導入に対して補助します。また、蓄電池を併せて導入する場合に補助を増額します。

〔対象者〕 法人又は青色申告を行っている個人事業者

〔補助額〕 太陽光発電等：補助率 1 / 3（大企業上限1,000万円）

（太陽光発電の場合、発電出力 1 kW 当たり 6 万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合は、発電出力 1 kW 当たり 10 万円を乗じた額）とのいずれか低い額）

蓄電池：補助率 1 / 3（住宅用は上限15万円／台、産業用は上限200万円）

2 住宅への太陽光発電の導入促進

○ 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助

住宅への太陽光発電の導入拡大を図るため、初期費用ゼロで住宅に太陽光発電設備を導入する事業（住宅用 0 円ソーラー）に対して補助します。また、蓄電池を併せて導入する場合に補助を増額します。

〔対象者〕 県内において住宅用 0 円ソーラーのサービスを提供している事業者

〔補助額〕 太陽光発電：補助率 1 / 3

（発電出力 1 kW 当たり 5 万円を乗じた額とのいずれか低い額）

蓄電池：補助率 1 / 3（上限12万円）

○ 太陽光発電・蓄電池の共同購入事業

住宅への太陽光発電等の導入拡大を図るため、購入希望者を募り、一括して発注することで市場価格よりも安い費用で購入することができる共同購入事業を実施しています。

〔購入プラン〕 1：太陽光発電

2：太陽光発電＋蓄電池

3：蓄電池

○ 共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助

共同住宅への太陽光発電等の導入拡大を図るため、共同住宅への自家消費型の太陽光発電及び蓄電池の導入に対して補助します。

〔対象者〕 県内の分譲共同住宅の管理組合法人、県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人

〔補助額〕 補助率 1 / 3（上限100万円）

3 EV等導入促進事業費補助

2030年度までに県内で販売される新車乗用車の全電動化化（※）を目指し、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入やEV等の充電設備の整備に対して補助しています。また、EV等と建物間で充電を行うV2H充電設備の導入に対して補助しています。その際、EV等と併せてV2H充電設備を導入する場合に補助を増額します。

※ 電動車：EV、燃料電池自動車（FCV）、PHV、ハイブリッド自動車（HV）

○ EV・PHV

【令和4年度は受付を終了しました。】

〔対象者〕県内に在住する個人又は県内に事務所
若しくは事業所を有する法人等

〔補助額〕補助率1／3（上限20万円）

○ EV等の急速充電設備

〔対象者〕県内に急速充電設備を整備する法人等

〔補助額〕補助率1／3（上限100万円）

○ V2H充電設備

〔対象者〕県内に在住する若しくはこれから在住する個人
又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人等

〔補助額〕補助率1／3（上限：個人20万円、法人50万円）
EV又はPHVを新規導入する場合 補助額
に10万円加算



電気自動車（EV）
（日産自動車株式会社 リーフ）



V2H充電設備

4 水素エネルギーの活用

次世代エネルギーとして期待される水素の利用拡大を図るため、燃料電池自動車（FCV）、燃料電池フォークリフト（FCFL）の導入や、インフラとして不可欠な水素ステーションの整備に対して補助しています。

○ 燃料電池自動車等導入費補助

・FCV

〔対象者〕県内に在住する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人等

〔補助額〕補助率1／3（上限50万円）

・FCFL

〔対象者〕県内に事務所又は事業所を有する法人

〔補助額〕補助率1／2（上限500万円）

○ 水素ステーション整備費補助

【令和4年度は受付を終了しました。】

〔対象者〕県内に水素ステーションを整備する法人等

〔補助額〕上限3,500万円／件 ※ただし、定置式水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合 上限4,200万円

補助事業の詳細は、

神奈川県ホームページ「かながわスマートエネルギー計画」をご覧ください。

かながわスマートエネルギー計画

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/index.html>

フロンが使えなくなる日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構

2022年3月、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構（略称：JRECO）独自で一部上場企業1,350社のホームページに公開された環境レポート（統合報告書）などを調査して、フロン排出抑制法について上場企業がどの程度記載・報告があるかを確認いたしました。その結果は1,350社中703社がフロンについての記載が確認できましたがその中でも、フロン排出抑制法の遵守・簡易点検・定期点検の記載などが確認できた企業はわずか6.4%の87社だけでした。いかに企業でのフロン排出抑制法の遵守、啓発が行われていないかを痛感いたしました。

（ご参照：JRECOホームページ <https://jreco-rams.jp/ranking/index.html>）

フロン類機器を所有、運用している以上は国が決めた法律の遵守を企業として守っていただくことを切にお願いいたします。

特に企業経営者層の方々には、2020年の改正フロン排出抑制法による直罰化で昨年11月にフロン排出抑制法における不名誉な第一号の摘発企業があったように、今後もフロン問題については同様の摘発案件も多々出てくると考えられます。一度ついた汚名は中々払拭することはできませんので法律の趣旨をご理解いただき、より一層のフロン類機器の管理をお願いいたします。間違いなくこれからは、フロンの供給は少なくなります。そのことについても解説させていただきます。

何故、このような調査を行ったかと申しますと、前回掲載記事で書かせていただきました「フロンの2024年問題」を思い出していただきたいと思います。

フロン（HFCs）の生産抑制が日本でも2019年より始まっており、段階的に10%、40%、70%、80%削減され2036年には85%削減となります。

我々の現代社会ではフロンは日常生活・企業活動にはなくてはならないものとなっています。あまりに生活に溶け込んでいるので当たり前、空気のような存在という感覚になってしまっているのが現実ではないでしょうか。これからフロンの使えなくなる日が来ることを再度認識していただきフロン類機器の管理をお願いいたします。

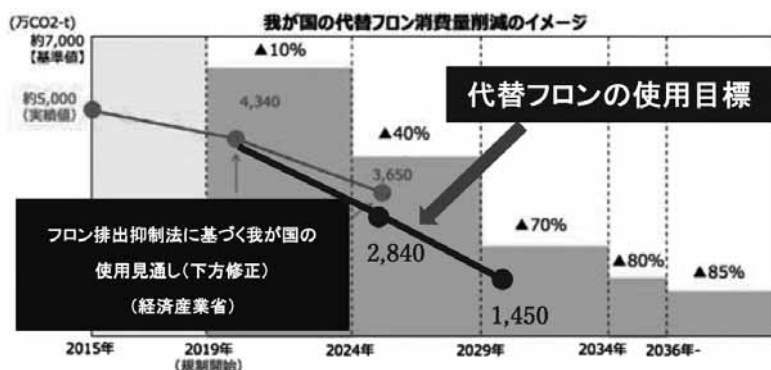
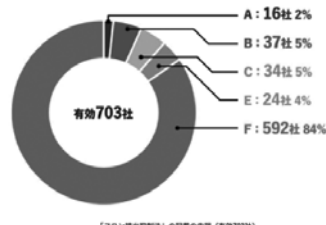
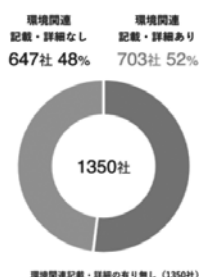
（2016年10月モントリオール議定書：キガリ改正）

現在、コロナウイルスの関係でサプライチェーンが影響を受け部品の調達がままならず製造現場では大きな問題となっています。家電販売店では、新規エアコンは手に入らず、暑い夏を迎えよ

東証一部上場1350社の環境関連レポート調査(2021年度)

1350社の統合報告書などを調査「フロン排出抑制法」について何らかの記載がある企業数(A、B、C)87社は1350社の6.4%。

A:算定漏れ量、定期・簡易点検状況など適切に記載 :16社
B:法遵守の記載内容一部不足がある :37社
C:フロン排出抑制法遵守のみ記載 :34社
E:フロンの記載はあるが特定フロンであったり、「フロン排出抑制法」を正確に理解されていないと思われる :24社
F:「フロン排出抑制法」記載全くなし、あるいは法の理解度なし :592社



うとしています。冷凍冷蔵庫などの家電製品も同様の事態を引き起こしています。さらに、2024年頃からはフロンの需要と供給が不均衡になり始めますので、フロン価格の高騰、新規機種の手入困難等意外に早くその問題はやってくるのかも知れません。

また、国は2036年までにフロンのGWP（地球温暖化係数）値が10程度以下の機器を出荷することや、さらには可燃性冷媒の使用も検討しているようです（2022年の産業構造審議会フロン類等対策WG）。もし、これが現実となりますと、市中にあるフロン機器が2,000万台とも3,000万台ともいわれている中で、2036年に市中の稼働機器が新規機種に入れ替わることは現実的ではありません。不可能といっても過言ではないと思います。それぐらい2036年を迎えたときの衝撃は想像に絶することとなりますが、誰もそのことに気づいていないのが現実です。（フロンが使えなくなる日が来る！）

日本をはじめ先進国では「カーボンニュートラル」を御旗にして2050年を目指して産業界を上げて温室効果ガス削減に努力していることは周知のことです。（2021.10.22閣議決定 <http://www.env.go.jp/press/110088.html>）

下図の温室効果ガス削減計画に目を向けますと、産業界全体としては、削減が進んでいるように感じます（対前年－62百万トン）。業種別にみると、代替フロン（HFCs）では、残念ながらプラスとなっています（57.7百万トン→対前年＋2.0百万トン）。ご存じの通りフロンは特定フロンも現存しておりますので、フロン全体の数値をみると、発電所・製油所などの数値をオーバーしているといわれています。

このような事実は報道されておられませんので、皆様方の目に留まることも少ないようですので今回は特に力を入れて説明させていただきました。

フロンは生産抑制で入手が困難な状況になり、また、温室効果ガス削減では、全体としての削減に逆行をしている現実があります。このような事実を神奈川県環境保全協議会会員企業の皆様方に知っていただき、フロン類機器の稼働時の点検を実施し、漏えいを防止して適正に管理を、機器廃棄時はフロンの回収を充填回収業者に依頼することをお願いして結びとさせていただきます。

環境省：2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量



<お問い合わせ>

（一財）日本冷媒・環境保全機構
企画・調査部 山本 隆幸

電話番号：03－5733－5311

メールアドレス：yamamoto@jreco.or.jp

有事に備えて

はじめに

5月23日、大変名誉ある賞『公益社団法人神奈川県環境保全協議会-環境保全表彰』を賜り誠にありがとうございました。関係者皆様方へ心より感謝するとともに、今後も環境保全の進展に努めて参りたいと思います。

弊社について少し説明させていただきますと、中国地方：岡山市を拠点に液体の吸着材『ACライト』、油吸着材『スマレイ・マット』『スマレイ・フェンス』、漏酸・アルカリ示色監視帯『アッシッド・バッシッドテープ』など環境保全に関する製品を製造し全国に展開しております。CSR（企業の社会的責任）の活動の一環として神奈川県内においても、県行政機関-地域県政総合センターや企業局、横浜消防局、NEXCO（高速道路）などで『防災訓練』や『環境保全研修会』『水質事故の対策訓練』などで毎年お手伝いさせて頂いております。そのご縁で神奈川県環境保全協議会の研修会や会報誌への寄稿などさせて頂いた次第です。

寄稿のテーマ『有事に備えて』にあたり、わたくしごとですが、実家は岡山県倉敷市、4年前の2018年に西日本豪雨で大変な被害にあった地域です。幸いにも実家に被害はなかったのですが、知人宅は床上浸水が2mにも達し後片付け（ボランティア）の応援に参加しました。若いリーダーに従い、水に浸かった畳と粘土状の土砂の撤去、猛暑のなか50才過ぎの私には30分間の作業がやっとでした。必死に作業する誰もが一刻も早くご家族のためにと奮闘するのですが、残念ながら2日目と続かなくなってしまいました。

その年、9月に出張で北海道：NEXCO-高速道路での『危険物漏洩対策訓練』をお手伝いする機会がありました。千歳空港近くに宿泊中、午前3時半に『北海道胆振（いぶり）地方中東部-震度7の地震』を体験し、“ブラックアウト”と呼ばれる大規模な停電が北海道を襲いました。

ホテルには韓国や中国からの観光客も大勢宿泊しており、大パニックになるかと思っていたのですが、若いホテルの従業員が一早く水と電気を手配し携帯電話から震災情報を確保してくれました。驚いたのは、その若い従業員（リーダー）は韓国や中国の宿泊者の中からボランティアを募り『炊き出し』を作ってくれたことです。おむすびは韓国のお母さん、スープは中国のお母さん、上層階への水の運搬は日中韓の合同チーム。お陰様で翌日千歳空港に向かう私はラップに包まれたおむすび2個とペットボトルの水、空港で食事代わりに『白い恋人』を食べる方々に羨ましがられたことを記憶しております。

有事の際、リーダーに求められることは、素早く状況を判断し限られた資源で最大限の結果を出すことだと思いました。猛暑の中で必死に作業するのも重要ですが、もう少し全体の状況を見極めていけばと思うのと、北海道の若いホテルマンのように電気も無い、水道も止まるなかで言葉の通じない人達を動かしピンチを乗り切る。その後ホテルのSNS・BLOGを確認したところ、韓国や中国の方々より『日本は素晴らしい国だった！』『観光は出来なかったが、素晴らしい経験ができた！ありがとう！』のメッセージが沢山ありました。

日頃から、有事に備えてリーダーの育成や資材の備蓄、弊社の取組みが僅かなりとも災害や事故における地域の安全や環境汚染防止対策の進展に資すれば幸いと願っております。

現場ではリーダーの判断力が問われる。

① どんな対策を実施するのか？

- ・落しどころ（原因者も被害者も行政機関も各々納得できる状況、対策であること。）

原因者は対策に掛かる費用は少しでも少なくできればと考え、被害者は再発防止策を含めできれば被害保証もしてもらいたいと考えます。また行政機関は『人の生命や財産』は何よりも重要だが行過ぎた損害補償や対策には限度がある。『対策の落しどころ』は、現場当事者の『温度差』や『グレーゾーン』で判断に差が出る。

② どんな説明責任を果たすのか？

- ・どんなに沢山の資材を投入しても、説明ができないような無策では無駄な努力になってしまう。

有事の際の『初動の対応』を具体的に・どこで？（現場）、・何を？（資材）、どのように？（工法）実施するかが重要で、各関係者に真摯で丁寧な説明が要求されます。

対策内容を説明するには資材の知識や工法などを理解していないと出来ない。

- ③ 現場では出来ることと出来ないことがある。
- ・無理な対策や危険を伴う行動は2次被害を引き起こす。
- 猛暑の中の重労働は、熱中症などの危険がいっぱい。天候などの気象情報、台風情報など考慮し、今できる対策を確実に実施し最大限の効果を引き出す。

具体的に有事に備えるとは？

- ① 予算で対策資材を検討する。（予算には限界がある）
- ・10万円、50万円、100万円…？
- そもそも『環境保全』にはお金が掛かります。『予算が無い！』は、何もしないと言う意思表示。
- ② どんな有事を想定しているのか？ 例えば、
- ・家庭では18ℓの灯油の漏洩事故
 - ・工場では200ℓのドラム缶（廃液または化学薬品）の漏洩事故
 - ・交通事故ではMax50ℓのガソリンまたは200ℓの軽油
 - ・それ以上の規模の事故は行政機関（国や消防、自衛隊）などへの素早く連絡と救援要請
- ③ どこまで対応するのか？（対策範囲の限定）
- ・工場の構内または工場脇の水路までを想定する。河川対策や海洋・港湾対策まで想定すると汚染範囲は無限となり無制限に資材・資金が必要となってしまう。

できることを確実に実施するための研修会や訓練の様子



おわりに

谷口商会㈱は漏洩事故の対策資材として路面・床面では吸着材『ACライト』を、河川や湖沼など水面には活性炭『スマレイ・オイルマット』『スマレイ・オイルフェンス』などを提供してきました。

この度新分野では、酸やアルカリの液体漏流出事故を未然に防ぐための資材『アッシド・バッシドテープ』を開発しました。配管のフランジなど微かな漏れを色で検知し漏洩の初期段階で対策が可能になり重大事故を未然に防ぎます。今後も新しい技術に挑戦し地域の安全や環境汚染防止対策の進展に資すれば幸いと願っております。

（＊製品情報はURL <http://www.taniguti.co.jp>でPDFカタログまたは巻末広告ページをご参照下さい。）

会員事業所・個人の受賞報告について

協議会事務局

神奈川県湘南地域県政総合センター所長主催の「令和4年度神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者表彰」及び当協議会会長による「2022年度環境保全表彰」の受賞者が決まりましたので報告します。皆様、受賞おめでとうございます。

◇ 神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者湘南地域県政総合センター所長表彰 ◇

- 受賞者：根本特殊化学株式会社 平塚事業所（平塚市新町4-1）
- 受賞区分：大気・水・土壤環境保全功労
- 会社概要

1970年4月に株式会社ネモト・ケミーとして操業開始、2008年6月に株式会社ネモト・マテリアル設立、その後の2018年に「根本特殊化学株式会社平塚事業所」に社名を変更して現在に至っています。同社で製造販売されている特殊蛍光体は、LED用蛍光体、ランプ用蛍光体等として利用され、使用電力の削減に貢献しています。

また、蓄光材は、昼間の太陽光を蓄積し発光する「電力のかからない省エネ製品」として環境保全の向上に大きく貢献しています。



蓄光顔料

○ 事業所における取組

根本特殊化学グループ制定の環境方針に沿って取組みが進められています。ISO14001の認証は、2013年に本社部門で取得、更に、2019年には平塚事業所単独でも取得しています。

【主な取組み】

(1) 大気汚染及び水質汚濁防止の取組み

蛍光体・蓄光体の製造工程で発生する排気、粉じん、蛍光体を含んだ排水は、大気汚染防止法等の関係法令への適合はもとより、周辺環境に配慮するための設備導入を積極的に行っています。

- ① 廃ガス処理装置を導入した排出管理（1983年以降3基導入）
- ② 集じん設備による排出管理（1983年以降2台を導入）
- ③ 排水処理施設による排水管理（1982年に導入）

これらの設備の故障や破損漏洩を防止のために、自らで行う日常点検、月例点検と専門業者による定期点検の結果を設備管理に反映させています。

(2) 廃棄物管理の取組み

リサイクルの促進、有価物としての販売に努めるなど、徹底した廃棄物削減対策に取り組むほか、従業員の資格取得を奨励して、外部講習を受講させ知識の維持向上に努めています。

(3) 地域活動等

- ① 平塚地区環境対策協議会に加盟して植栽活動、清掃活動などを通じて近隣地域の美化・活性化にも取り組んでいます。
- ② 当協議会には昭和53年の設立当初から加入しています。

○ 表彰状授与式の様子

表彰状は、令和4年7月7日（木）に事業所において、湘南地域県政総合センター人見環境部長から授与されました。



人見環境部長 小田喜工場長 松永副工場長 杉本主事

◇ (公社)神奈川県環境保全協議会 環境保全表彰 (当協議会会長表彰) ◇

団体表彰は「山下マテリアル株式会社」、「谷口商会株式会社」の2事業所が、また、個人表彰は、加賀谷 努 氏 (協議会理事：ソニーグループ株式会社厚木テクノロジーセンター) 及び金子 勇氏 (協議会元理事、協議会環境保全アドバイザー：三菱電機株式会社品質改善推進本部) の2名が受賞しました。

受 賞 者 名	功 績 概 要
山下マテリアル株式会社 (座間市小松原)	○フレキシブルプリント配線板の設計、製造、販売、評価試験及び電子材料の販売。2000年にISO14001の認証取得、社内照明のLED化、2021年には、電気自動車リーフを導入、併せて給電装置を導入、また、有害物質を始めとする化学物質の適正管理の徹底、廃棄物の減量化にも取り組んでいる。 ○2013年には、県央地域県政総合センター主催の「環境情報交換会」で講演を行うなど、行政機関と連携した取り組みも進めている。
谷口商会株式会社 (岡山市岡山市)	○流出油防除資材製造卸売・道路補修資材販売、油処理剤製造販売、気液漏洩対策安全資材の製造販売等。油吸着材「ACライト」「スマレイ・オイルマット/オイルフェンス」は、全国の自治体及び企業の漏洩事故の対策品として広く活用されている。 ○神奈川県の関係機関、国道や河川事務所が主催する対策訓練や研修会に講師を派遣している。また、当協議会主催の研修会でも講師を担っている。
加賀谷 努 (現所属) ソニーグループ株式会社 厚木テクノロジーセンター	○1999年から、ソニー株式会社厚木テクノロジーセンターにおいて、廃棄物管理業務に従事。以降、2009年からは総務マネジャーとして環境管理業務に従事。また、2012年からは、渉外担当マネジャーとして社外環境団体、CSR活動に従事して、現在に至る。○2011年からは、公益社団法人 神奈川県環境保全協議会理事に就任、現在は、広報委員会委員長として、「会報誌しんかんきょう」の編纂やホームページ充実検討等協議会事業の円滑推進に尽力している。 ・2020年には、神奈川県環境整備功労者 (神奈川県知事表彰) を受賞した。
金 子 勇 (現所属) 三菱電機株式会社 品質改善推進本部	○2010年から、三菱電機株式会社機機倉製作所の環境推進業を担当、2012年からは、同製作所と近隣関係会社を含めた環境管理サイトの環境推進の取りまとめ業務を担当。改正水濁法対応のため、8つの設備更新の中心的役割を担った。また、近隣の小中学校への環境出張教育を担当 (2011年から2018年まで) ○2016年から2018年まで、公益社団法人 神奈川県環境保全協議会理事に就任。また、2016年に、環境保全アドバイザー登録、以降、ISO内部監査員研修会講師として、内部監査員の育成に尽力した。

2022年5月23日に表彰式を執り行いました。



谷口商会(株) 小野様 山下マテリアル(株) 石川様 久松会長 川島副会長 加賀谷様 金子様



2022年度事業推進の考え方

—— 情報提供を充実させます ——



1 2022年度協議会事業の推進方針について

新型コロナウイルス感染防止対策を継続することを前提とした事業展開になりますが、入会メリットを感じることができるよう情報提供の充実に努めます。

- (1) 会員、非会員を問わず、協議会活動を皆様にお知らせしていきます。
- (2) 研修会が情報提供を行う重要な場と位置付けて、開催方法やテーマの選定などに配慮して、多くの参加者を得て開催ができるように取り組みます。
- (3) 研修会に加えて、ホームページによる情報提供にも努めます。この情報提供を行う場合は、会員の皆様と双方向の情報交流ができるように配慮します。
- (4) 神奈川県を中心とした行政機関との連携を一層強化して事業に取り組みます。

2 2022年度の事業展開について — 情報提供充実の観点 —

企画教育委員会、広報委員会・ホームページ部会の意見を伺いながら取り組んでいきます。

(1) 研修会事業における情報提供

- ① 研修テーマでは、「地球温暖化対策、カーボンニュートラル、プラスチックごみ削減、SDGsへの取り組み」等の情報提供や環境保全活動の取組事例紹介などを中心行うこととします。なお、テーマについては、適宜意見を頂戴しながら選定します。
- ② 新型コロナウイルス対策が必要であること、また、参加しやすい研修会形式とするため、従来の開催方法に加えて、リモート開催を併用した開催とします。リモート開催の場合は、参加者からの質問を事前に把握して、研修会当日に反映させることで、参加型の開催により近い形で開催できるように努めます。

(2) 研修会以外の情報提供

- ① 情報提供は会員の皆様の要望を伺いながら進めます。
- ② ホームページによる情報提供は、非会員の閲覧もあることから、協議会活動のPRの場としての役割も意識して行います。
- ③ 情報提供時には、提供情報内容に関する質問・意見を集約するなど、双方向の情報交流ができるように配慮します。
- ④ 会員事業所の皆様が保有する知識・技術情報の水平展開に努めます。
- ⑤ 行政機関による説明会開催や情報提供の場の設営も検討します。

(3) その他の取組み

- ① 入会メリットを分かり易く皆様にお知らせしていきます。
- ② 行政機関との連携を皆さんにアピールしていきます。
- ③ 新会員の加入促進のための取組みを積極的に進めます。

2021年度に開催した研修会で提供した資料一覧

2021年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、外部研修などに出向くことが難しい企業様の向けに、研修会で使用した講義データに音声収録した資料を動画（Youtube）配信いたしました。資料一覧としてあらためてご案内いたします。

○2021年度環境保全研修会（前期Ⅰ）（収録日：2021年9月29日）	
講師／講義内容	講義データ概要
1. アスベストの飛散防止対策について 講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ グループリーダー 吉江 博巳 氏 県では、令和2年6月5日に改正された大気汚染防止を踏まえて、アスベストの飛散防止対策の強化として県条例（神奈川県生活環境保全等に関する条例）を改正し、令和3年10月1日に施行されました。新たな規制の概要が分かり易く解説しています。	解説時間：60分 Powerpoint 29ページ
2. フロンの2024年問題 講師：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 企画・調査部 担当部長 山本 隆幸 氏 フロン排出抑制法・改正法（2020年4月施行）の罰則強化など冷凍機器管理者としての役割も重要になっています。講義ではこれらについて解説し、併せて機構が運営提供している冷媒管理システムの操作手順等も解説しています。	解説時間：42分 Powerpoint 31ページ

○2021年度環境保全研修会（前期Ⅱ）（実施日：2021年12月15日）	
講師／講義内容	講義データ概要
1. 最近の環境法令の改正動向について 講師：神田環境研修企画事務所 代表 環境保全アドバイザー 神田 英治 氏 日本の公害対策の歴史から各環境法規制の歴史的な背景、また近年の環境法規制の流れと最近の環境法令の改正動向について解説しています。	解説時間：80分 Powerpoint 170ページ
2. 事業所における環境保全活動の事例紹介－菱電湘南エレクトロニクス㈱の環境への取組み－ 講師：菱電湘南エレクトロニクス㈱ 生産改革統括部 生産管理部 生産技術課 副課長 佐相 慎一 氏 事業紹介、環境ビジョン、環境関連法規制への対応状況、また省エネ活動をはじめとした環境活動全般について解説しています。	解説時間：50分 Powerpoint 31ページ

○2021年度環境保全研修会（後期）（実施日：2022年3月24日）	
講師／講義内容	講義データ概要
1. 災害時のアスベスト飛散防止対策について 講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ 主査 高瀬 悠多 氏 県では、災害時のアスベストの飛散防止対策のため、建築物の所有者等による石綿調査の促進を図っています。本年4月施行の大気汚染防止法の石綿事前調査結果報告制度の説明と併せ、県の取組みを解説しています。	解説時間：18分 Powerpoint 13ページ
2. フロン排出抑制法の違反事案に係る指導状況等について 講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ 主事 鈴木 達哉 氏 令和3年10月に閣議決定された温暖化対策計画では、これまでより高いフロン類排出削減目標が掲げられています。各県ともフロン排出抑制に基づく指導監督を強化している中で、県の近況等について解説しています。	解説時間：10分 Powerpoint 14ページ
3. PCB廃棄物の適正処理について 講師：神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 適正処理グループ 副技幹 柴谷 純人 氏 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）で定める処理期間の終了が迫っている高濃度PCB廃棄物を中心に、期間内に必要な手続き等について解説しています。	解説時間：16分 Powerpoint 13ページ
4. 神奈川県の食品ロス削減に向けた取組について 講師：神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ 主任技師 新井 聡史 氏 県では、全国と比較して多くの食品ロスが発生しており、今後、食品ロスの削減に向けた取組の一層の推進が必要であるとのことです。県の食品ロス削減推進計画の概要及び食品ロス削減に向けた取組について紹介しています。	解説時間：13分 Powerpoint 17ページ

◎2021年度環境実務担当者新任研修（実施日：2021年11月22日）	
講師／講義内容	講義データ概要
1. 廃棄物処理における基礎知識 講師：（公社）全国産業資源循環連合会 講師 渡辺 一法 氏 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基礎的な解説を中心に、廃棄物処理の実務担当者として知っておくべき基礎知識を具体的な事案などを交えて、ポイントを分かり易く解説しています。	解説時間：90分 Powerpoint 42ページ
2. 環境管理の重要性と管理のあり方 講師：㈱日立リアルエステートパートナーズ 主任技師 環境保全アドバイザー 山下 知子 氏 公害防止の取り組みや近年の環境不祥事などの企業を取り巻く環境問題など、環境管理の現場における課題などを交えて、分かり易く解説しています。	解説時間：90分 Powerpoint 73ページ



わがお国自慢

～神奈川県・藤沢市編～



藤沢市に生まれて72年間、会社（株式会社さんこうどう）も明治18年創業以来ずっと藤沢市で事業を営んでいる私にとって、「藤沢市の自慢」は、なんといっても気候が温暖かつ穏やかであり、住んでいる人が優しくホンワカとしていることである。

また交通も、JR・小田急・相模鉄道・江ノ電・横浜市営地下鉄・湘南モノレールの駅が市内に存在し利便性の高いことと、慶應義塾大学・湘南工科大学・多摩大学・日本大学を有する文教都市でもあり、「本当に住みやすい街大賞2022」で藤沢市辻堂が1位に選ばれているほど、人気が高くなってきている。

そのような藤沢の歴史を振り返ってみると、江戸時代には時宗総本山である「清浄光寺」（遊行寺）の門前町として、東海道の6番目の宿場町「藤沢宿」として栄えた。

明治20年に鉄道が開通したが、「藤沢駅」は「藤沢宿」の中あるいは遊行寺の近くに設置される予定であったが、当時の住民（私の曾祖父も）たちの猛反対により、藤沢宿から遠く離れた現在の藤沢駅の場所に設置された。「さんこうどう」の近くに「藤沢駅」が設置されていたら私の人生も大きく変わっていたことであろう・・・(^-^;

また明治時代から第二次世界大戦の間、冒頭に記したように、気候も温暖であることから、南部の鵠沼・片瀬地区は明治時代中期より日本初の計画別荘地として開発され、大正期以降皇族や政治家、数多くの学者や文化人などが居を構えたことで別荘地・保養地・避暑地として発達し、芥川龍之介・武者小路実篤・岸田劉生ら多くの文化人の創作活動の場となった。



白旗神社

そして現在NHKで放映されている大河ドラマ「鎌倉殿の13人」にご縁のある場所が藤沢市内にたくさんある。「さんこうどう」近くの「白旗神社」は「源義経」を祀っていて、境内には「源義経公鎮霊碑」や「源義経公・弁慶公銅像」「弁慶の力石」「義経藤」「弁慶藤」があり、神社近くには、平泉から鎌倉に送られてきた義経の首が首実検の後に片瀬の海に捨てられ、潮の流れに乗って流されてこの付近に流れ着いたとされる「義経首洗い井戸」がある。小さい頃はその名前の怖さから「首洗い井戸」のある公園には近寄らなかったのを思い出す。

また改めて藤沢市のことを調べていると、1940年10月1日に藤沢町から藤沢市が発足した時に片瀬町と村岡町との合併交渉の中で市の名前をどうするかで「藤沢市」「藤沢江ノ島市」「湘南市」の候補が出て、片瀬町は強硬に「藤沢江ノ島市」を押したとのことだが、「藤沢市」の新市名で単独市制施行となったとのことである。「湘南市」を押していた人たちは先見の明があったのかな？

コロナ禍の自粛生活もだいぶ解禁されてきた今日この頃（7月1日現在）、湘南海岸はコロナ禍以前の賑わいが戻ってきて大混雑ですが、ストレス解消にのんびりとお越しください。

（記 ㈱さんこうどう 川上彰久）



首洗い井戸

出典：Wikipedia、藤沢市歴史年表 写真提供：藤沢市観光協会

◆◆ 広報委員会 ◆◆

委員長 ソニーグループ㈱厚木テクノロジーセンター
副委員長 市光工業㈱伊勢原製造所
委員 富士フイルム㈱神奈川事業場

委員 ㈱オカムラ追浜事業所
委員 三菱ケミカルハイテクニカ㈱小田原テクノセンター
委員 J X金属㈱倉見工場

✉ 事務局だより ✉

新型コロナウィルスの影響等で、会員の皆様におかれてはご苦労が続いていることと思います。

協議会としても従来のような事業活動が出来ない中ではありますが、会の使命として「情報提供の充実」を図ることに重点をおき、活動してまいります。今号では、行政情報を拡充し少しでもお役に立てればと思っております。

今回の表紙写真ですが、前日東化工㈱の毎田正雄氏撮影の「夕日の滝」「洒水の滝」の県西地区の2つの滝となります。涼しげな風景に暑さを少しでも忘れていただければ幸いです。新型コロナウィルスの再拡大も心配される中ですが、皆様にとって素敵な夏になることを期待いたします。

会報 しんかんきょう146号

発行年月日 2022年7月
発行人兼 公益社団法人神奈川県環境保全協議会
編集責任者 会長 久松 太久司
横浜市中央区日本大通1
(神奈川県環境農政局内)
電話 (045) 210-8727
E-mail: shinkankyoku@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ: http://www.shinkankyoku.or.jp
編集協力 ㈱さんこうどう (https://www.sankodo.net)
製作・印刷 電話 (0466) 27-2511

フロン排出抑制法 (2020年4月～罰則強化)

神奈川県環境保全協議会々員企業の皆様へ

ラムズ
RaMS

Refrigerant Management System

RaMS とは...冷凍空調機器・冷媒の状況をWeb上で簡単、確実、効果的に管理するための情報ツールです。



◎ 法令遵守！
◎ 国が指定する情報処理センター
(充填証明書・回収証明書が不要！)

☑ RaMSにより、例えば...

★「フロン排出抑制法」で定められた点検整備記録・行程管理票等の文書類を容易に作成・電子的に発行／保存、法令遵守を漏れなく適切に実施。

⇒ **ペーパーレス・管理工数とコスト低減**
リモートワークにも対応可能

★整備時の冷媒充填量、回収量データから、**算定漏えい量をリアルタイムで自動計算。**

※漏えい量を集計し、一定量(1,000 CO₂トン)を超えた場合は
国への報告書式で出力

★自社の冷凍空調機器の状況をエクセル形式で出力。(RaMS-ex)

⇒ **自社の冷凍空調機器の状況を一元的に把握、データ分析から漏えい防止対策、
機器更新計画立案、環境報告書等への活用がはかれます。**

☑ RaMSの導入費用は？

- ・事業所(利用アカウント)登録: 無料、年会費なし
- ・機器管理番号初期開設: 500円/台(1000台以上割引価格有)
機器貼付シール付き 600円/台
- ・機器管理クラウド利用更新: 100円/台/年
- ・充填量・回収量、定期点検等の登録: 100円/回(充填回収業者)
- ・簡易点検登録: 無料
- ・算定漏えい量報告等文書、エクセル出力: 無料、ダウンロード可能！
請求書による後払い方法も可能です

～～工数・コスト低減試算～～
(1,000台導入の場合の当機構試算)

工数	初年度	1,353 hr/年	⇒	833 hr/年
		(▲38%)		
	2年目以降	821 hr/年	⇒	530 hr/年
		(▲35%)		
費用	初年度	431万円/年	⇒	326万円/年
		(▲24%)		
	2年目以降	261万円/年	⇒	179万円/年
		(▲31%)		

⇒5年で433万円、10年で843万円の節約

詳細ご案内は



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)
企画・調査部 担当: 野口・山本 電話: 03-5733-5311
E-mail: contact@jreco.or.jp URL: http://www.jreco.or.jp

わたしたちの環境保全活動

油や化学物質の漏洩事故を未然に防ぎ、有事の際は必要となる対策資材を迅速にお届けします。
環境保全に全力で取り組み、お客様の活動をサポートします。

エーシー ACライト®

路面の油、水、その他の液体吸着材



**交通事故等で路面に流出した
有害液体の拡散防止と回収に**

- 路面凹部の油も吸着
- 散布しても車、自転車などのスリップは増えません。

スミレイ®

油だけ吸着する浮遊活性炭化物



スミレイオイルフェンス

- 小型軽量 少人数で設置できます。

スミレイオイルマット

- 水を吸わず、油だけを強力に吸い込みます。

安心の**アシッドテープ** AC-id TAPE

万全の**バシッドテープ** BAS-id TAPE

配管からの**酸 アルカリ** 気液漏洩を検知し、事故を未然に防ぎます。

目の届かない処も
見つけやすい！



- ・漏洩の懸念のある個所に予め巻いておくと、漏れたときに変色して検知できます。
- ・どんな形状部にも自在に巻くことができます。
- ・固定は引っ張り切った末端を押し付けるだけ。
接着剤・留め具一切不要。布同士の自着性を利用して緩みません。何度でも巻き直せます。
- ・新開発の機能性材料により耐久性抜群。
屋外吹きさらしでも半年～数年以上。

紫外線や温度変化に強く
屋外でも使用可能！

新製品



寸法：幅25mm×長さ10m

使用例
(フランジ・バルブ・点検部等)



使い方

1. 巻く
2. 引っ張り切る
3. 押し付ける



品 名	適 応 化 学 物 質	色 変 化
アシッドテープ AC-id TAPE	酸 (pH<2) 塩酸・硫酸・硝酸等の無機酸、酢酸・酢酸等の有機酸、 亜硫酸ガスなど	赤茶 → 白・黄色
バシッドテープ BAS-id TAPE	アルカリ・その他危険な気液 苛性ソーダ・アンモニア(気液)・過酸化水素・ 次亜塩素酸Na・硫化水素ガスなど	薄緑 → 青紫・黒

硫酸

アンモニア

次亜塩素酸Na

谷口商会株式会社

TEL: 086-296-5906 FAX: 086-296-6507

谷口商会

検索

<https://www.taniguti.co.jp/>
E-mail info@taniguti.co.jp

